

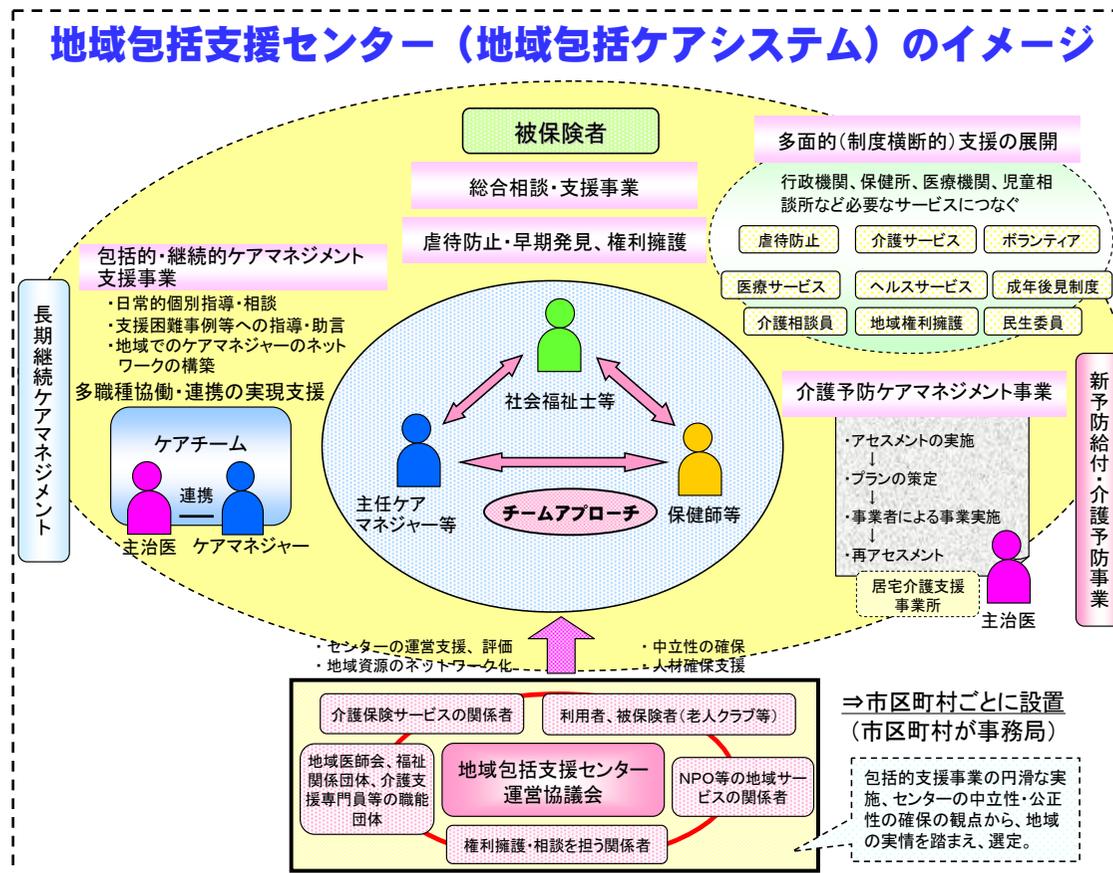
地域包括支援センターにおける 相談支援について

平成20年1月30日
厚生労働省老健局

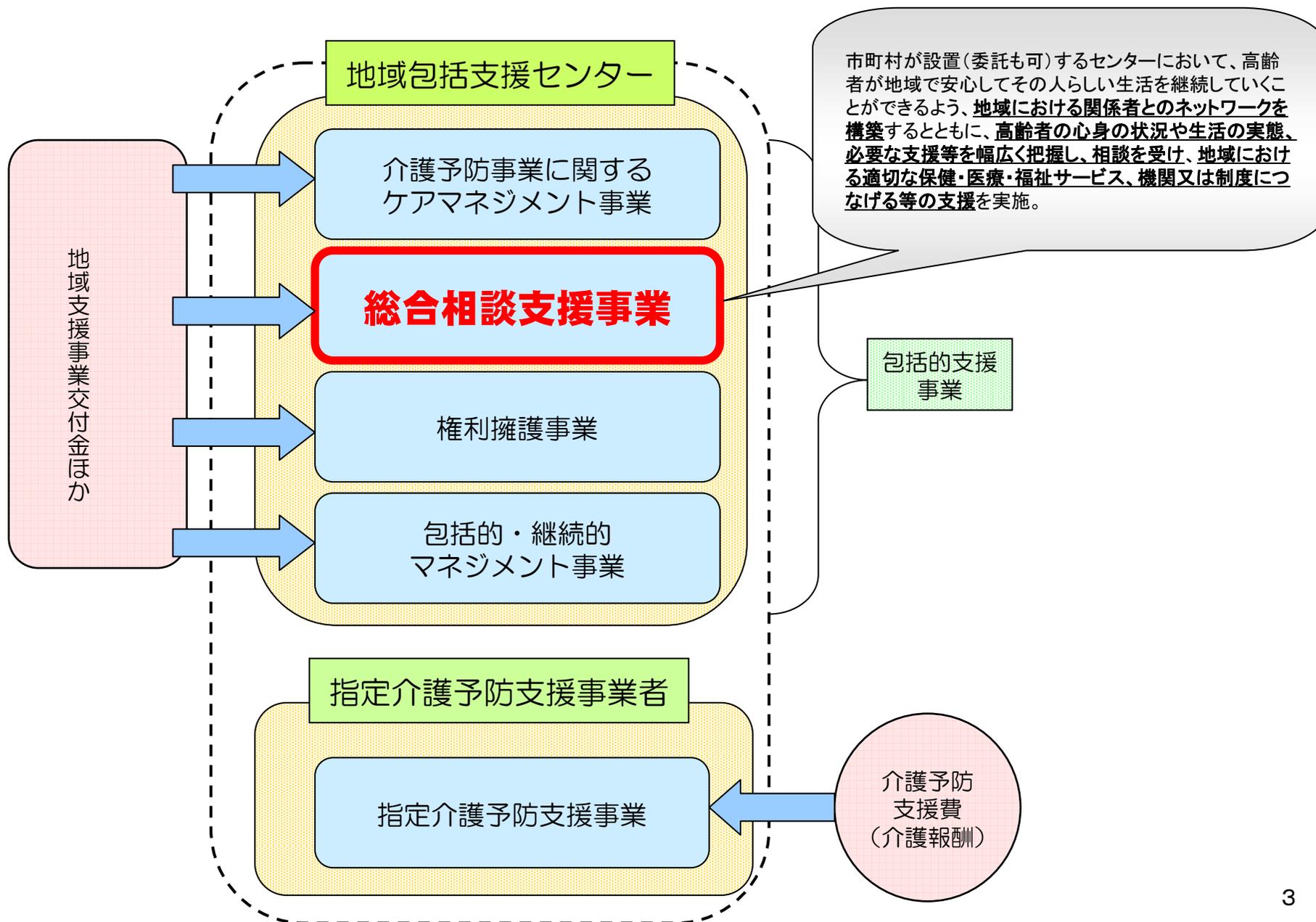
地域包括支援センターの取組状況

1 設置目的

地域包括支援センター(以下「センター」)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。



2 事業内容（センターと指定介護予防支援事業者）



3 設置、運営

○ 平成20年4月から本格施行。

※ センターの設置については、介護保険法の一部改正に伴う経過措置により、平成18年4月1日から平成20年4月1日までの2年間で設置。

○ 設置主体は、市町村。ただし、老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者に委託可能。

4 設置数

※平成19年4月末現在、保険者数1,670保険者

- | | |
|-----------|------------------------|
| ○ センター設置数 | <u>3,831箇所</u> |
| ○ 設置保険者数 | <u>1,640保険者(98.2%)</u> |
| ○ 未設置保険者数 | 30保険者 |

※ 未設置保険者の有する都道府県に対して、全国会議や事務連絡により、設置の支援を要請。

センターにおける総合相談支援業務

1 総合相談支援業務の内容

＜「地域包括支援センター業務マニュアル」より＞

① 地域におけるネットワーク構築

センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

② 実態把握

総合相談支援業務を適切に行う前提として、①のネットワークを活用する他、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

③ 総合相談支援

ア 初期段階での相談対応

- ・ 本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要かどうかを判断。
- ・ 適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施。

イ 専門的・継続的な相談支援

- ・ 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報提供を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定。
- ・ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認。

2 総合相談の実施状況

○ 平成18年度相談実施件数(のべ件数)	約 553万件
・ 介護保険その他の保健福祉サービスに関すること (介護保険利用、住宅改修等)	約 540万件 (98%)
・ 権利擁護(成年後見制度等)に関すること	約 7万件 (1%)
・ 高齢者虐待に関すること	約 6万件 (1%)

※平成18年度地域支援事業交付金の事業実績報告より